

地方消費税引き上げ分の使途

消費税率(国・地方)は、平成26年4月から国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に、令和元年10月からは8%から10%に引き上げられ、地方消費税交付金の増収分については、地方税法の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

佐久穂町では、令和3年度決算における地方消費税引き上げ増収分千円を、以下の事業に充当しました。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 150,210 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,076,152 千円

(単位:千円)

区分	事業名		令和3年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	社会福祉一般経費	高齢者福祉施設指定管理委託事業、社会福祉協議会運営補助事業、福祉団体補助事業等	64,737			2,042	19,033	43,662
	老人福祉一般経費	敬老事業、老人保護措置費、福祉タクシー事業等	5,889	1,621		888	1,026	2,354
	障害者支援事業	障害福祉サービス給付事業等	336,173	235,703		606	30,316	69,548
	児童福祉一般経費	児童手当、出生祝金支給事業	235,905	213,889			6,684	15,332
社会保険	国民健康保険事業費	繰出金	70,081	48,362			6,593	15,126
	介護保険事業費	繰出金	185,683	13,067			52,402	120,214
	後期高齢者医療事業費	繰出金	39,135	29,351			2,970	6,814
保健衛生	福祉医療費一般経費	福祉医療費給付事業	59,211	22,348			11,191	25,672
	予防一般経費	予防接種事業、集団健康診査事業、町民ドック、各種検診事業等	70,277	8,174		5,073	17,313	39,717
	母子保健一般事業	妊婦・乳幼児健診事業、養育医療給付事業	9,061	229			2,681	6,151
合計			1,076,152	572,744		8,609	150,210	344,589

※決算額に、事務費及び事務職員の人件費は含まれません。